

介護福祉士実務者養成施設設置計画・指定申請に係る必要書類等

- 介護福祉士実務者養成施設設置計画書／指定申請書(鑑文)
- 介護福祉士実務者養成施設設置計画書／指定申請書
- 教務に関する主任者に関する調書 (資格証、修了証等の写しを添付)
- 介護過程Ⅲ(面接授業)を担当する教員に関する調書 (資格証、修了証等の写しを添付)
- 医療的ケアを担当する教員に関する調書 (資格証、修了証等の写しを添付)
- 設立趣旨書
- 添付書類
 - ・書類の順番は、以下の順番とすること。
 - ・各項目の区切りには、**仕切紙**を入れ、**インデックス**を貼ること。
(インデックスの番号は、添付書類番号に合わせること。)

1 設置者に関する書類

ア 法人の寄付行為又は定款	
イ 役員名簿	
ウ 申請年度の事業計画及び収支予算書	
エ 介護福祉士の養成について議決している旨を記載した議事録	・法人の理事会において、実務者養成施設の設置について議決した際の議事録抜粋。原本証明をすること。
オ 実務者養成施設の長の履歴、就任承諾書	・履歴書(以下の項目が含まれていること) ①氏名(署名又は記名押印) ②生年月日 ③年齢 ③住所 ④学歴、教歴、職歴(直近10年間分) ・就任承諾書(以下の項目が含まれていること) ①氏名(署名)、②就任時期

2 建物に関する書類

※A3,A4サイズでの作成又は設計図等の縮小コピーが望ましい。

配置図及び平面図(建設予定の場合は設計図)	・全体図:実務者養成施設等の全体図(敷地の平面図) ・各階図:各フロアごとの平面図 ※使用する部屋には蛍光ペン等で印をつけること ・詳細図:各教室ごと(机・イス等のレイアウトを記載する)
-----------------------	--

3 整備に関する書類

(1)土地 ※実務者養成施設に関する部分のみ	・登記簿謄本、寄附確約書、買収又は賃借の場合は契約書
(2)建物 ※実務者養成施設に関する部分のみ	・登記簿謄本、寄附確約書、買収又は賃借の場合は契約書

4 資金計画に関する書類

(1)自己資金	・金融機関による残高証明書等(同一日のもの)
(2)借入金 ※実務者養成施設に関する部分のみ	ア 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類 イ 融資内諾書等の写
(3)寄附金 ※実務者養成施設に関する部分のみ	ア 寄附申込書 イ 寄附をする者の財産を証明する書類

5 学則

※介護福祉士養成施設等における取扱に準ずることとするが、具体的には少なくとも以下の事項を明示すること。 ①設置目的 ②名称 ③位置 ④修業年限 ⑤定員、学級数 ⑥養成課程、履修方法 ⑦休業日 ⑧入所時期 ⑨入所資格 ⑩入所者の選考 ⑪入所手続 ⑫退学、入学、復学、卒業 ⑬学習の評価及び課程修了の認定 ⑭入所検定料、授業料等 ⑮教職員の組織 ⑯賞罰	
---	--

6 入所者選抜の概要

・様式は任意のもので可	・生徒の受け入れ方針受け入れ方策等を明記すること。 ・入所志願者については、可能な限り入所を認めるよう、特段の配慮をすること。
-------------	--

7 専任教員及び面接授業を担当する教員の就任承諾書

・様式例あり	・すべての教員について作成すること。 ・氏名(署名又は記名押印)、就任時期、担当予定科目を明記すること。
--------	---

8 教育用機械器具及び模型の目録

・様式例あり	
--------	--

9 時間割及び授業概要

①学習進度計画表(様式例あり)	・通信課程においては、自宅学習時期、レポート提出時期、面接授業等を組み込んだ計画表を作成すること。
②時間割(様式例あり)	・通信課程においては、面接授業(スクーリング、演習)の時間割を作成すること。
③事業概要<シラバス>(様式例あり)	・指針別表5の「教育に含むべき事項」に該当する箇所の下線を引くこと。

10 実務者養成施設に係る収支予算及び向こう2年間の財政計画

・様式例あり	・実務者養成施設に関する部分で作成すること。
--------	------------------------

11 教育内容の一部を他の養成施設等に実施させる場合は、実施先の承諾書

・様式は任意のもので可	
-------------	--

【通信課程を設ける場合は、次の資料を添付】

12 通信養成を行う地域

・様式は任意のもので可	・都道府県名を記入すること。ただし、全国の場合は、全国と明記すること。
-------------	-------------------------------------

13 添削その他の指導方法

・様式は任意のもので可	・添削方法、再試験、再レポート提出、スクーリングの再受講等の方法を明記すること。 ・添削は、各科目ごとに1回以上行い、採点・講評等を行うこと。
-------------	--

14 面接授業実施期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書

・様式は任意のもので可	・賃借の場合は、契約書が必要。
-------------	-----------------

15 課程修了の認定方法

・様式は任意のもので可	・レポートの評価点、面接授業の出席時間、面接時のテストの評価を踏まえた認定方法、再試験等を明記すること。 ・面接授業については、全時間出席が要件
-------------	---

16 通信養成に使用する教材の目録

・様式は任意のもので可	・具体的な教材名を明記すること。
-------------	------------------

【教員について】

■教員の数

<p>○教員の数は、指定規則別表に基づき編成された各科目を担当するのに適当な数であること。</p> <p>○専任教員の数は、生徒総定員に応じ次のとおり。</p> <p>【昼間・夜間課程の場合】</p> <p>80人以下 : 3人 81～120人 : 4人 121～160人 : 5人 161～200人 : 6人口</p> <p>【通信課程の場合】</p> <p>1人以上</p>
--

■専任教員

- ①原則として、教員は1の実務者養成施設等(1の実務者養成施設に2以上の課程がある場合は、1の課程)に限り、専任教員となるものであること。
- ②専任教員は、教育する内容について、相当の学識経験を有する者又は実践的な能力を有する者として実務者養成施設が認めた者

■教務に関する主任者

- 専任教員のうちの1人は、教務に関する主任者とし、実務者研修教員講習会修了者等であって、かつ、次のいずれかに該当する者であること。

- ア 介護福祉士の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者
- イ 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、指定規則別表第4の介護の領域に区分される教育内容に関し教授する資格を有する者
- ウ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第40条第2項第4号に規定する高等学校若しくは中等教育学校の教員として、指定規則別表第4の介護の領域に区分される教育内容に関し3年以上の経験を有する者
- エ 法第40条第2項第5号に規定する学校又は同号に規定する養成施設(=実務者養成施設)の教員として、指定規則別表第5に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若しくはⅡ又は介護過程ⅠからⅢまでのいずれかの科目の教育に関し5年以上の経験を有する者
- オ 法附則第9条第1項に規定する高等学校又は中等教育学校の教員(=特例高等学校)として、指定規則別表第4の介護の領域に区分される教育内容に関し5年以上の経験を有する者

※「実務者研修教員講習会修了者等」には、介護教員講習会を修了した者、実務者研修教員講習会における講師を含む。

■介護過程Ⅲを担当する教員

- 介護福祉士実習指導者講習会修了者等であって、かつ、次のいずれかに該当する者であること。

- ア 介護福祉士の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者
- イ 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、指定規則別表第4の介護の領域に区分される教育内容に関し教授する資格を有する者
- ウ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第40条第2項第4号に規定する高等学校若しくは中等教育学校の教員として、指定規則別表第4の介護の領域に区分される教育内容に関し3年以上の経験を有する者
- エ 法第40条第2項第5号に規定する学校又は同号に規定する養成施設(=実務者養成施設)の教員として、指定規則別表第5に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若しくはⅡ又は介護過程ⅠからⅢまでのいずれかの科目の教育に関し5年以上の経験を有する者
- オ 法附則第9条第1項に規定する高等学校又は中等教育学校の教員(=特例高等学校)として、指定規則別表第4の介護の領域に区分される教育内容に関し5年以上の経験を有する者

※「介護福祉士実習指導者講習会修了者等」には、介護教員講習会、実務者研修教員講習会又は介護技術講習に係る主任指導者養成講習若しくは指導者養成講習を含む。

■医療的ケアを担当する教員□

- 医療的ケア教員講習会修了者等であって、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者。

※「医療的ケア教員講習会修了者等」には、介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(指導者講習)の開催について」(老発第0824第1号平成23年8月24日)(不特定多数の者を対象としたものに限る。)における指導者講習を修了した者を含む。